

さか もと ただ ひさ
坂 本 忠 久

学位の種類 博士(法学)
学位記番号 法博第39号
学位授与年月日 平成10年3月18日
学位授与の要件 学位規則第4条第2項該当

学位論文題目 天保改革の法と政策
論文審査委員 (主査)
教授 吉田 正志 教授 小山 貞夫
教授 寺田 浩明

論文内容の要旨

本論文の構成は、以下の通りである。

序章 研究史の整理と本書の課題

第一篇 天保改革と「触」

第一章 都市の「触」より見た天保改革の特質

第二章 天保改革における都市政策の展開と「触」

補論一 天保期以降の江戸の「惣触」と「町触」について

第二篇 風俗取締り政策と身分制の再編

第三章 無宿野非人旧里帰郷令とその廃止

第四章 人別改令の改正と風俗取締り政策の展開

第五章 近世後期の江戸における宗教者の統制

補論二 江戸の人足寄場の性格とその変化をめぐって

第三篇 天保改革の経済政策の特色

第六章 天保十三年の地代店賃引下げ令の成立過程について

第七章 天保十四年十二月の無利息年賦返済令の成立とその意義

第八章 天保改革における経済政策の一側面——借金銀利息引下げ令、金公事改革、相対

終章 天保改革の特質とその評価

(イ) 序章では、これまでの天保改革研究の問題点として、同改革を主導した老中・水野についての評価が不明確なこと、近世官僚制に観点を据えた追究が不十分なことなどを挙げたうえで、同改革期に膨大な「触」が出されたことに注目し、それらの成立過程を詳細に分析することにより、同改革を総合的に再評価する課題が提示される。

(ロ) 第一篇は、「触」それ自体を分析対象とする。すなわち、「触」には、全国法令たる「惣触」と、江戸のみに適用される「町触」の区別があるが、天保改革期の京都を取り上げると、「惣触」のほか相当数の「町触」も触れ出されており、これは、同改革では幕府直轄地において統一的な政策が推進されたことを示すとす。また同時に、いくつかの重要な「町触」が、大名に対しても触れ出すよう命じられていることを明らかにし、都市政策の新たな展開を指摘する（第一章）。次に、同改革の代表的な経済政策の「触」の出され方に注目し、同時期にはじめて町方のみならず在方をもその対象とし、そのことを各「触」のなかに明示していることを示し、同改革が農村部をも巻き込んで経済政策を展開したことを確認する（第二章）。なお、そもそも従来の研究では、「惣触」と「町触」とが区別される経緯についてほとんど追究されなかったが、この点について新史料を示しつつ考察が加えられる（補論一）。

(ハ) 第二篇では、天保改革の重要な課題とされた風俗取締り政策と身分制の再編が考察される。まず、風俗悪化の一原因とされた無宿・野非人を江戸より放逐することを狙った法令の成立及びその廃止過程を分析することにより、幕閣内での意見対立の様相、追放刑改正問題との関係、大名の自分仕置権侵害の懸念の存在などを実証的に明らかにする（第三章）。ついで、一般に「人返し令」と称される人別改令改正問題を検討し、それは「人返し」としての性格はむしろ希薄であり、江戸の町方における人別掌握の面での有効性をこそ評価すべきとする。そのうえで、同令改正と、芝居の移転、修験・神職等の人別掌握、遊女取締りといった風俗取締り政策との関係を検討し、天保改革期の厳格な身分統制策の採用を結論づける（第四章）。さらに、江戸における身分支配に大きく関係しながらも、従来十分追究されていなかった寛政期以降の江戸における宗教者統制につき、その本格的統制は天保期に至り取り組まれたことを確認し、その関係法令の立法過程において、老中と町奉行等の間に見解の相違があったことを指摘する（第五章）。なお、江戸における無宿取締りと関係して、無罪無宿の収容施設として出発した人足寄場の性格変化を、新史料を紹介しながら再検討している（補論二）。

(ニ) 第三篇は、天保改革の経済政策のいくつかを検討の対象とする。その第一は、天保13年の地代店賃引下げ令であり、その立法過程を詳細に検討することにより、それが都市下層民救済を目的とした物価引下げ令の一環であったことを確認するとともに、老中・水野並びに町奉行・鳥居

と町奉行・遠山との間に意見の相違があったことを見出す(第六章)。第二は、同14年12月の無利息年賦返済令である。同じく立法過程を綿密に分析することで、それが、町奉行の意見を取り入れた老中・水野の路線を継承したものでなく、勘定奉行の意向を受け入れた老中・土井の意見を強く反映したものであるとする(第七章)。そして最後に、同13年9月の借金銀利息引下げ令・同14年5月の金公事改革・同年12月の相対済令の三者を分析し、前二者は、老中・水野が町奉行の提案を土台として推進したものであるのに対し、相対済令は、勘定奉行の意向を強く受けたものであったとして、その違いを強調する(第八章)。

(附) 終章では、天保改革の特質として、それが寛政改革等と比較して、きわめて大規模な改革であり、幕府を中心とした中央集権化の実現を意図していたものであったことを指摘して論を結ぶ。

論文審査結果の要旨

かつて歴史学界において、絶対王政への傾斜か、それとも封建反動と評価すべきか、をめぐって、はなばなしい論争が展開された天保改革研究は、最近の歴史学界では、相対的にいえば、いささか影が薄くなっているというのが実状である。本論文は、このような天保改革研究に、「触」を中心的視点に据え、とくに風俗取締り政策及び経済政策関係の「触」の立法過程及び触示状況を詳細かつ実証的に追究して、同改革の性格理解に法制史の角度から新たな光を当てた注目すべき意欲的研究である。

本論文が学界に貢献する点は多岐にわたるが、とりわけ、下記の三点は特筆すべきである。第一は、従来の歴史学界ではほとんど注意されなかった「惣触」と「町触」の区別を厳格に考察し、その土台の上に立って、同改革の諸政策がいかなる意図と広がりをもって実施され、またどのような結果が生じたかを丹念に追究したことである。第二は、さまざまな「触」の立法過程を詳細に分析し、それぞれの局面において、老中・町奉行・勘定奉行等の見解の対立や連携の実態をあざやかに示したことである。そして第三に、天保改革の諸政策を総合的に考察することにより、同改革の性格理解にきわめて有益な素材を提供し、今後の研究の深化を確実なものとしたことである。

もっとも、史料の存在状況等の制約により、同改革の重要な経済政策である株仲間解散令その他いくつかの重要政策が本格的分析の対象になっていないこと、享保・寛政両改革との比較等が不十分なため、提出者の近世史全体への理解ないし見通しが必ずしも明瞭でないことなど、まったく問題がないわけでない。しかし、これらの問題は提出者自身が十分自覚し、これからの研究課題としているものであり、むしろ今後の提出者の大成を大いに期待させるものというべきである。

以上によって、本論文提出者は、博士(法学)の学位を授与されるに値するものと認める。